

平成29年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

日 時 平成29年8月23日(水)
午後6時25分～7時30分
場 所 石狩市役所5階 第1委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
(1) 平成28年度石狩市国民健康保険事業決算見込みについて(報告)
(2) 石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について(報告)
- 4 その他
- 5 閉 会

出席者(10名)

会 長	内 田	博	副会長	築 田	敏 彦
委 員	布 施	優	委 員	辻	義 和
委 員	大黒谷	充	委 員	我 妻	浩 治
委 員	高 松	雄一郎	委 員	清 水	康 博
委 員	矢 野	信 子	委 員	長 瀬	博 明

事務局(7名)

健康推進担当部長	上 田	均	国民健康保険課長	宮 野	透
納税課長	石 倉	衛	賦課・資格担当主査	寺 嶋	英 樹
賦課・資格担当主査	富 木	則 善	給付担当主査	榎	敏 則
給付担当主査	吉 田	学			

傍聴者 なし

《平成29年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（18：25）

○事務局（宮野課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

会議に入ります前に、本年4月1日付け人事異動で配属となりました事務局職員の紹介をさせていただきます。

～ 職員紹介 ～

○事務局（宮野課長）

人事異動につきましては以上でございます。

改めまして、新体制のもと、医療費の適正化はもとより、被保険者の健康維持増進、保険料収納対策など引き続き取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これより以後の議事進行につきましては、協議会規則により会長にお願いしたいと存じますが、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、先週、委員の皆さまにお送りしているところではありますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。

資料は、会議次第のほか、資料1「平成28年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算の概要」、資料2「石狩市国民健康保険データヘルス計画《重点保健事業》」であります。

また、参考資料といたしまして、本日「石狩市の国保 平成29年度版」を机上に配布させていただいております。

そのほか、議題にはございませんが、今後の運営協議会の開催予定について、参考資料といたしましてご用意させていただいております。

このことにつきましては、会議次第4、その他のところで説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上が本日の資料となっております。

お手元にならぬようございましたら事務局まで申し出願います。

最後に私からご報告させていただきます。

本日の協議会は、石狩市国民健康保険条例第2条に規定する委員の過半数以上が出席されており、運営協議会規則第5条第2項の規定に基づき成立していることをご報告申し上げます。

それでは、内田会長から一言ごあいさつをいただいた後、議事に入らせていただきたいと思います。

内田会長、よろしくお願いいたします。

○内田会長

みなさん、こんばんは。

今日も暑かったですね。

お忙しい中、また、暑い中お越しいただいてどうもありがとうございます。

今日の議題は、予定されている議題が2つと今報告された連絡の3つでございます。

迅速かつ適正な議事進行に努めてまいりたいと思います。

皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速議題に入りたいと思います。

はじめに、1 番目の議題、平成 28 年度石狩市国民健康保険事業決算見込みについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎主査）

～ 「平成 28 年度石狩市国民健康保険事業決算見込みについて」 報告 ～

○内田会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問等はございますか。

○我妻委員

脳ドックの検診を受けている人が特定健診にも組み込まれるようになってきているということですが、昨年と同じですか。

○事務局（宮野課長）

脳ドック、人間ドックもそうなのですが、検診内容としましては特定健診の健診項目と同じものを含んでおりまして、28 年度実施している以前から同様のやり方で実施をしてきているというところがあります。

○我妻委員

脳ドック、人間ドックの受診率がずいぶん高いですね。

90 パーセントとか予定している分で。

その予定している分を今後増やしていくということは考えているのでしょうか。

これを増やしていけば、特定健診に組み込まれるわけなので受診率が多くなっていくのではないのかと思ったのですけれども。

○事務局（宮野課長）

そうですね。

実際、特に脳ドックにつきましては非常に人気のある検診ということで、こちらについては資料に記載のあるとおり定員 700 名ということで実施しているのですけれども、定員を超える応募が例年ございまして抽選で受診券発行者を決めているというような現状でございます。

定員拡大につきましても今後は検討等をしていかなければならない部分であるとは認識はしているのですが、費用の部分も含めまして十分検討しながら、そのほかに人間ドックとの絡みも検討しつつ定員を増やすのか、または検診の中身をもう少しいい方法に練り直して特定健康診査の受診率に繋がるような内容での一部変更等もできないのかなという部分も検討の課題というように捉えております。

○我妻委員

わかりました。

○内田会長

そのほかにもございませんか。

○長瀬委員

今回事前に質問票がきてなかったものですからここで質問させていただきますけれども、2 ページの収納率の関係、これ毎度私が言っているのですが、現年度は確かにプラスになってますけれど、滞納繰越分がマイナスになっていて、合計では 0.1 パーセントのマイナスということで、これ 26、27、28 とこちらの参考資料でもありましたけれども、全体的にみて収納率が下がってきているということで、適正な収納対策に努めていただきたいという要望と、近郊市の北広島市、江別市、恵庭市、千歳市の収納率がわかっていれば教えていただきたいということと、6 ページの特定健診受診率と特定保健指導の実施率ですけれども、特定健診の受診率は全国的にみて国保は低いということで把握してますが、特定保健

指導の実施率が 27 年度をみても 42.9 パーセントと高いですね、全国的にみても高いと思うのですけれども。

私ども被用者保険の健康保険組合で悩んでいるのがこの特定保健指導の実施率がなかなか上がらないと。

うちは医療機関なのですが、なかなかこの特定保健指導を受けていただけないということがありまして、市ではどのような対策をとってこのような実施率になっているのかを教えていただければと思います。

○事務局（石倉課長）

私のほうから、税の収納率の関係のご質問にお答えさせていただきます。

収納率につきましては、28 年度現年課税分については増となりましたけれども、滞納繰越分につきまして下がっているということで、市税全体でも 28 年度につきましては滞納繰越分の収納率は前年度に比べて下がっているところであります。

国民健康保険税につきましては、現年課税分を中心に納付があったということで、これにつきましては 0.7 パーセントの増となったということでございます。

また、近郊の市の収納率がわかったらということでございますが、ただいま持ち合わせておりませんので申し訳ありませんがお答えすることができません。

○事務局（宮野課長）

私のほうからは特定保健指導の実施率が国民健康保険、石狩市に限らず国民健康保険全般的には高いという状況がございます。

各市それぞれ、市の職員として保健師が配置されております。

市がやっている特定健康診査も個別の医療機関様のほうで受けていただく方法と集団検診として検診機関、対がん協会ですとか複十字の検診機関ですとかそういうところに集団でりんくる、保健センターのほうで日程を決めまして実施しているという部分があります。

特に集団検診につきましては、検診結果を一括早い時期に市のほうに情報をいただきまして、それを階層化のうえ保健指導の対象となる方にアプローチ、電話で連絡をする、あとは検診結果の説明会なども実施しておりますので、その中で見やすいわかりやすい資料というものをつくってお示しをした中で保健指導が必要であるという部分をご理解いただけるようなアプローチをきめ細かにやっているという部分が指導率の向上、27 年度については 40 パーセントを超えている、28 年度についても 30 パーセントは超える状況での保健指導率というものに繋がっているのかなというように考えております。

○内田会長

そのほかにございませんか。

○矢野委員

2 ページのところで担当者のほうから説明があったのですが、国保の脱退が約 300 世帯ほどあるとおっしゃいましたけれども、どんな理由でこのようになったのでしょうか。

それから、石狩市では国保に加入しない世帯はもちろんあるのでしょうか、それがどのくらいなのか。

また、収納率のところでお話があったのですけれども、保険税の納付の時効というものもあるのですか。

それを聞きたいと思いますが。

○事務局（宮野課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、脱退者数の内容についてということでございますが、現在は市町村国保として国保運営させていただいておりますので、転出ということで石狩市外に転出された場合については石狩市の国保からは脱退するということになります。

そのほかに国民健康保険に加入していたのですけれども、例えば就職をされたりですとか職に就くことによって社会保険、国民健康保険以外の健康保険のほうに加入されるということになった場合につきましては国民健康保険から脱退されるという形になります。

同じような中身ではあるのですけれども、年齢が 75 歳に到達した場合につきましては、後期高齢者医療というものに入らなければいけないという医療制度になっておりますので、その年齢到達によって国民健康保険から抜けていくという場合があります。

この後期高齢の健康保険に抜けていかれる方というのはかなり多くいらっしゃいまして、年によってかなりばらつきはあるのですけれども、300 人 400 人ですとか 4、500 人単位で抜けていくという状況がございます。

次に国保に加入していない世帯数というようなご質問でございました。

平成 28 年度の石狩市における総世帯数というのは 27,406 世帯ございます。

このうち、国保に加入している世帯としては 9,374 世帯が加入をしております、加入割合としては 34.2 パーセントの世帯が国民健康保険に加入されているということになっております。

基本的に必ずどこかの健康保険には加入しなければいけないという医療制度になってございますので、28 年度における 9,374 世帯以外の世帯につきましては、例えば後期高齢の健康保険であるとかその他の社会保険というものに現在加入されているというように認識をしているところです。

以上でございます。

○事務局（石倉課長）

私のほうから最後のご質問、時効の部分についてのお答えをしたいと思います。

税法上では、時効というものは納期限を過ぎて何もしなければ 5 年で時効を迎えるのですけれども、ただ私どもは基本的に納付がなければ督促、その次に催告、そしていわゆる滞納処分という形で、具体的に滞納処分とは差押えですとかそういった手続きに入っていきます。

差押えをしてそこで換価ができれば納付があるのですけれども、換価ができない、いわゆる不動産ですとかそういったものを差押えした場合には、差押えしている間は時効が中断されます。

ですので法律で 5 年といいましたけれども、中断している期間はその分 5 年の期限が延びていきますので、例えば分納誓約ですとかそういった場合も時効が中断されていわゆる時効の期限が延びていきます。

私からは以上です。

○内田会長

そのほかにございますか。

○高松委員

糖尿病性腎症重症化予防事業についてお伺いしたいのですけれども、大体 400 万ぐらいの事業費がかかって、参加者が 11 名ということで単純に計算すると一人当たり 40 万弱ぐらいのコストがかかるのかなと思うのですが、この 11 名の方のプログラムの効果というかそういうものがもしわかるのであれば教えていただきたいと思います。

○事務局（宮野課長）

ただいまのご質問に私のほうからお答えいたします。

この重症化予防のプログラム、6 ヶ月間ということで実施をしております。

このプログラム自体を受けていただくことによって、生活習慣ですとか見直していただいて疾病状況が悪くならないよう生活の質を維持していただくというのが目的で実施しているところでございますが、実際の効果という部分では今後の診療報酬明細書、レセプトですとかそういうものを確認することによって検証できていくのかなというように考えているところでございます。

今回 11 名の方に受けていただいておりますけれども、受けていただいた方の生の声をお聞きいたしま

すと、受けてよかったと、健康を維持するためのきっかけづくりになったということで、非常に好評をいただいたというような内容もございますので、今後明確にみえる実績がでてくるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内田会長

そのほかございますか。

○築田委員

資料を見させてもらって勉強不足で申し訳なかったのですが、葬祭費を支給しています。

これは国保の事業とはまた異なる事業ではないかと思っていたのですが、1件あたり2万円ということとでそんなたくさんの金額でもないのに86件今回支給されている。

これは自治体、どこの自治体でもやっているものなのか、あるいは石狩独自にやっているものなのか、法律的にやりなさいと決められているものなのか、これの効果というものを聞かせてもらいたいと思って質問させてもらいました。

お願いします。

○事務局（宮野課長）

こちらの葬祭費というものの事業でございますが、この葬祭費につきましては石狩市のみではなくて他の市の国民健康保険は同様にどこも行っているという内容でございます。

ただ、支給額につきましては、それぞれ市の条例で定めるということになっておりますので、それぞれの市町村が条例で定めた金額を支給しているという内容であります。

石狩市につきましては2万円を支給しておりますけれども、近隣の市町村、道内の他の市町村でも3万円を支給しているところもあれば5万円を支給しているところも中にはございます。

被保険者の方、加入されていた方が亡くなった場合に支給するということで、長年実施をしてくているという内容でございます。

被保険者の世帯の方が亡くなることによって費用的な負担という部分も多くございますので、その費用負担を軽減するというような意味で給付をしているという内容でございます。

石狩市国保以外でも後期高齢者医療におきましてもこの葬祭費の支給というものは実施しておりまして、後期高齢者医療につきましては3万円の支給というような内容になってございます。

以上でございます。

○内田会長

それでは、そのほかご質問はございますか。

○辻委員

ジェネリック医薬品の利用促進ということで一生懸命やっただけでございますけれども、後発の医薬品に切り替えると患者というか療養しているほうは助かるのですが、医療機関側ではなにか問題というものがあるのでしょうか。

○事務局（宮野課長）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

このジェネリック医薬品の普及啓発事業として差額通知を発送させていただいておりますけれども、本市が実施させていただくにあたりましては、石狩医師会様のほうに例年この事業を行うということでの打合せを医師会の事務局様あてにさせていただいて、どういう内容で実施するのかということでお話をさせていただいて実施をさせていただいております。

実績といたしましても徐々にジェネリック医薬品への普及率というものは伸びてきておりまして、市内各医療機関様にもご理解いただいたうえで事業実施させていただいているというように認識しているところであります。

以上でございます。

○辻委員

問題はないのですね。

医療機関のほうとしては。

○事務局（宮野課長）

そうですね。

特に問題があるということではお伺いしていないところではあります。

○内田会長

よろしいですか。

そのほかにごございますか。

それでは他にご質問がないようですので、平成 28 年度石狩市国民健康保険事業決算見込みについての説明と質疑をこれで終わります。

続きまして、2 番目の議題、石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎主査）

～ 「石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について」 報告 ～

○内田会長

ただいまの説明について、ご質問等はございますか。

○大黒谷委員

頻回者とか重複受診とあるのですが、どのくらいの回数とか様子がわかれば。

○事務局（宮野課長）

重複頻回の受診に関してのご質問に私からお答えいたします。

対象者がどのような場合に対象者となるのかという点でお答えしたいと思うのですが、重複受診者につきましては、前年度の中で 3 ヶ月以上連続して 1 ヶ月間に同系列の疾病について同じ診療科目の医療機関にかかった場合、1 ヶ月という単位の中で同じ疾病で同一の診療科目、医療機関にかかっているというのが 3 ヶ月連続をしてある場合、医療機関の数としましては同一の診療科目の医療機関に 3 ヶ所以上かかっている場合、1 ヶ月の間に 3 ヶ所以上かかっている場合、それが 3 ヶ月以上継続している場合というのが対象になってきます。

頻回受診につきましては、3 ヶ月以上連続しまして、これもひと月の間に傷病について 12 回以上受診をされている方について対象となってくるということになります。

かなりこの頻回受診についても 12 回以上という形、相当数の数ということなので、結構対象者としては限られる方になります。

この実績の報告の中でも指導対象者の数としては重複受診が 1 名であって、頻回受診としては 9 名ということでかなり絞られた人数となっております。

特に多いのは整形外科さんのほうにかかられている方については、やはりリハビリですとかそういう部分で多くかかれる方というの中にも中にいらっしゃるという部分で、そういうケースが対象者として含まれているのも実情ではございます。

整形以外の部分でも重複ですとか多受診のほうに該当してこられる方は、精神系の疾患を患っていらっしゃる方というのもまた対象者となってくる場合が多くみられるという状況であります。

以上です。

○大黒谷委員

個人的な話ですけれども、2 ヶ月ほど前に股関節を人工関節に取り換えまして、その時に何回か病院にかかりましたので私も重複の中に入るのはないかととても肩身の狭い思いをしておりました。

石狩市で2 ヶ所の整形外科に行ったのですが、なんでもないなんでもないと言われ鎮静剤をくれただけで終わってまして。

でも全然よくならないので札幌市の病院へ行ったら、これはヘルニアではなく股関節からきているもので、ここまできたらダメだよといわれてちょっとショックだったのです。

そういうことがあって、お医者さんのハシゴはいけないということはわかっているのですが、やはり1 ヶ所だけに決めてはいけないのではないかと正直思っています。

お医者さんのハシゴのようになってしまってすごく肩身が狭かったのです。

それで何回すると重複受診になるのかと思って。

もうなんでもないで、リハビリもなくていいのですけれども。

○事務局（宮野課長）

セカンドオピニオン的に自分の病状を確認するために何ヶ所かの医療機関にかかれるということも大切な部分であると思いますし、この重複ですとか頻回受診というのは3 ヶ月間継続してそれ以上多くかかってらっしゃる方というような一つの決めがありますので、この内容に該当してくるという方というのは、セカンドオピニオンで受診されている場合ということとはまた少し違う意味ものになりますので。

○内田会長

そのほかにございますか。

○矢野委員

最初の議題のところでもでてきたのですが、ジェネリック、後発品のことで。

差額通知書を2,660 件出されていますよね。

これは毎年このようにして、件数は変わるのでしょうけれども、ジェネリックに替えたほうがということを出しますよね。

そしてその効果というのは、やはり受け取った人が薬局に行ったときにジェネリックにしてくださいというようにしてこの件数がどんどん減っていったのでしょうか。

○事務局（宮野課長）

ジェネリックの効果、これは外部委託でさせていただいているのですけれども、外部委託で実施をして、そしてレセプトの検証を数ヶ月後、差額通知を発送した後の数ヶ月後に実際どのような状況になっているのかということを検証しております。

手持ちで28 年度の実績はお持ちしていなくてお話はできないのですが、差額通知を出すことによって替えられた方がどれだけいらして、金額に置きかえた場合については1 ヶ月あたり過去の数字ではありますが約300 万程度の効果がみられたというような過去のデータもございますので一定の効果は上がっているというように認識しております。

ただ医療の進歩といいますか、薬剤費が進化しまして新しい薬剤で値段の高い医薬品というものが出てくると、なかなかその薬剤費というものがジェネリック医薬品の差額通知を出すことによってどれだけ目に見えて下がっているのかというのが、なかなか少し目に見えにくいというような状況も実際あるという内容でございます。

以上です。

○内田会長

そのほかにございますか。

○長瀬委員

医療費通知の関係ですけれども、来年3月から確定申告で医療費通知を持って行けば税務署のほうで認めますというように変わりますが、この発送の日が年6回となっていますが3月に間に合うようにスケジュールを組むのか、うちも非常にいろいろやっているのですけれども、間に合わない部分が出てきてどこまでやろうかと考えていますが、年度の最後、締めの日というかそういうものをいつぐらいにするとか検討されていますか。

○事務局（宮野課長）

医療費通知のいまのお話をいただきまして、私どもも国からの通知をみて医療費通知自体が確定申告に使えるようになるということで、正直に申し上げますとどのような形にしていけばいいかという部分ではあります。

私ども医療費通知を行っているのは国保連合会のほうに委託して実際やっているという中身でありまして、石狩市以外にも多くの市町村国保が国保連合会に委託しているところです。

委託先である国保連合会のほうでも、今後どのような形にしていこうかということで確定申告に対応できるものとするかというのを今後検討していくというような中身になっておりまして、現時点ですぐにお答えを明確にはすることはできませんので申し訳ございません。

○長瀬委員

12月分までなのでレセプトがくるのが2月ですね。

それから医療費通知を作成するのは時期的になかなか難しい。

○事務局（宮野課長）

そうですね。

現状を考えるとなかなか診療報酬の診療月と実際診療結果がでてきてわかるという時期が2ヵ月とか3ヵ月とかずれてしまうので、そこら辺をどのように対応すれば可能なかというのもまた今後の課題であるというように考えています。

国保連合会さんのほうでどのような形で考えていくのかというのは、今後情報が出てき次第私どもも検討していかなくてはならないという状況であります。

○長瀬委員

わかりました。

○内田会長

そのほかにございますか。

よろしいですか。

それでは、石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況についての説明と質疑を終わります。

以上で本日の議事は終了することとなっていますが、そのほかということで運営協議会の開催案について事務局からお願いします。

○事務局（宮野課長）

～ 「今後の運営協議会開催案について」説明 ～

○内田会長

それでは、これにて平成29年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

皆さまありがとうございました。

閉 会（19：30）

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年10月2日

会 長 内 田 博